
年報・ファース

令和6年度



ファース “Fala” とは Female（女性）と ala（翼）を組み合わせた造語です

山形市男女共同参画センター・ファース

はじめに

山形市男女共同参画センター「ファース」は、平成8年2月に女性センターとして開館し、市民の男女共同参画社会づくりの活動を支援しながら、さまざまな事業を展開してまいりました。

平成15年4月に、施設の名称を女性センターから現名称に変更、平成24年度からは、定住自立圏構想連携事業により、上山市・天童市・山辺町・中山町の住民の方も利用できるようになり、利用対象者を拡大しました。

さらに、平成25年4月施行の山形市男女共同参画推進条例において、当センターを山形市の男女共同参画を推進する拠点施設として位置付けております。

そして、平成29年4月からは、男女共同参画課と男女共同参画センターを統合し、拠点を男女共同参画センターに集約、センター機能と男女共同参画施策の推進体制強化を図っております。

令和元年度には山形市が中核市へ移行、令和2年度には、連携中枢都市圏連携事業により、村山地域の住民の方も利用できるように利用対象者を拡大し、中核市として周辺自治体との連携を強化しております。

今後とも、市民の皆様はじめ関係機関の方々には、さらなるご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここに令和6年度の事業概要をまとめましたので、ご高覧いただき、ご指導いただければ幸いです。

も く じ

男女共同参画センターの概要	1
施設の概要	2
令和6年度事業概要	3
令和6年度事業	
1 公民連携による女性人材育成事業	4
2 学習事業	6
3 男女共同参画宣言都市事業	11
4 広報事業	11
5 市民活動支援事業	12
6 相談事業	12
7 情報収集提供事業	14
8 交流事業	14
9 その他	14
令和6年度利用状況	17
資料	19
山形市男女共同参画推進条例	20
山形市男女共同参画センター条例	24
山形市男女共同参画センター条例施行規則	26
山形市男女共同参画センター運営委員会要項	29

男女共同参画センターの概要

- 1 目的 男女共同参画に関する各種の施策を展開する拠点施設として、男女がともにその能力を十分に発揮できる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の形成に資する。
- 2 施設名称 山形市男女共同参画センター（愛称：ファール）
- 3 開 館 平成8年2月
- 4 所 在 地 山形市城西町二丁目2番22号
- 5 構 造 等 鉄筋鉄骨5階建 【4・5階部分（1～3階：山形市社会福祉協議会）】
- 6 延床面積 1,136.48㎡（建物全体：7,478㎡ 敷地：10,600㎡）
- 7 建 設 費 約5億2千8百万円（建物全体：34億7千7百万円）
- 8 施設内容
 学習機能：会議室、保育室、ワーク室、研修室1、研修室2、視聴覚室、親子観覧室
 交流機能：交流コーナー、団体ロッカー、メールボックス
 相談機能：相談ロビー、相談室
 情報機能：情報コーナー
 総合機能：リフレッシュコーナー、事務室
- 9 開館時間 午前9時から午後10時
- 10 休 館 日 祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月3日）
- 11 組 織 企画調整部 男女共同参画センター
 （所長1名・副所長1名・職員3名・会計年度任用職員5名 計10名）

12 沿 革

年月	施設名称	組織	職員数
平成8年2月	女性センター 男女共同参画センター		
平成8年4月		福祉部 女性青少年課 女性センター	7名
平成9年4月		市民生活部 女性青少年課 女性センター	6名
平成13年4月		企画調整部 男女共同参画課 女性センター	5名
平成15年4月		企画調整部 男女共同参画課 男女共同参画センター	
平成29年4月		企画調整部 男女共同参画センター	9名
令和4年4月～			10名

施設の概要

室名		面積	概要
4階	交流コーナー	226.93 ㎡	オープンフロアで、ちょっとした打合せや会議、待ち合わせに予約なしでどなたでも気軽に自由に利用できる。 登録団体が活動拠点として利用できるように、専用のメールボックス（72 団体分）を設置している。
	情報コーナー		オープンフロアで、男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・新聞の閲覧や図書・ビデオ等の貸出の利用ができる。
	会議室 （定員 10 名）	18.00 ㎡	グループ・団体が男女共同参画に関する学習、打合せ等ができる小さな会議室。
	保育室 （定員 10 名）	37.20 ㎡	センター主催の講演会開催時などの一時保育や、グループ・団体がセンターを利用する場合の保育に使用。 保育室として使用していない時は、会議室として使用できる。
	ワーク室	13.50 ㎡	印刷機・裁断機・作業台等があり、登録団体は、機関紙や会報等の作成に活用できる。
	団体ロッカー	19.16 ㎡	登録団体専用ロッカー（72 団体分）を設置。
	リフレッシュコーナー	24.13 ㎡	自動販売機が設置してある。
	相談室 相談ロビー	11.85 ㎡ 38.91 ㎡	一般相談、専門相談に応じる。
	事務室	60.90 ㎡	
計		619.44 ㎡	WC42.90 ㎡、更衣室 6.31 ㎡、倉庫 22.82 ㎡、機械室 22.82 ㎡含む
5階	研修室 1 （定員 24 名）	56.90 ㎡	男女共同参画に関する活動を行うグループ・団体の使用に適した中規模の部屋。
	研修室 2 （定員 36 名）	140.03 ㎡	講演会、講座、シンポジウム等の開催に適している。 センター主催の事業やグループ・団体が男女共同参画に関する自主的活動に使用。 A V 機器、視聴覚機材を備え、多目的な利用に対応する。
	視聴覚室 （定員 48 名）		
	※研修室 2 と視聴覚室は、通常、間仕切りを外して一部屋として使用。 （定員 84 名）		
	親子観覧室	11.06 ㎡	子ども連れでも安心して観覧できる親子席。
計		517.04 ㎡	ロビー157.09 ㎡、WC42.90 ㎡、倉庫 14.69 ㎡、機械室 24.47 ㎡含む
延面積		1,136.48 ㎡	

令和 6 年度 事業概要

令和 6 年度は、山形市男女共同参画センター条例第 3 条により、下記の事業を実施した。

事業	主 な 内 容
1 公民連携による 女性人材育成事業	(1) トークイベント&事前説明会 (2) ワークショップ (3) 令和 4・5 年度参加者グループへの継続支援
2 学 習 事 業	(1) 自主企画講座事業 (2) 出前講座事業 (3) ファーラ市民企画講座事業
3 男女共同参画宣言 都市事業	(1) 「男女共同参画週間」関連事業 (2) 男女共同参画に関する「一行詩」
4 広 報 事 業	(1) 情報紙「ファーラ」発行 (2) 市公式ホームページ等による広報
5 市民活動支援事業	(1) 貸館事業 (2) ファーラ市民企画講座事業（再掲）
6 相 談 事 業	(1) 一般相談 (2) 法律相談 (3) 女性の健康相談（女性の思春期から更年期までの相談） (4) 女性の権利 110 番
7 情報収集提供事業	(1) 図書、他自治体の男女共同参画施設等の情報収集・提供
8 交 流 事 業	(1) 交流コーナーの開放
9 そ の 他	(1) 小・中学生向け男女共同参画学習資料の配付 (2) DV 防止及び支援対策 (3) 生理用品配付事業 (4) 連携中枢都市圏連携事業 (5) 性の多様性に関する理解促進事業 (6) 職場体験学習・インターンシップ受入 (7) 山形市男女共同参画センター運営委員会の開催

令和6年度事業

1 公民連携による女性人材育成事業「まち、わたし、きらめくWomen's Campus山形」

これまでのノウハウを活かし、企業・地域で活躍する女性リーダーの養成を行い、“女性が輝くまち山形”の実現に向けた取組を推進

(1) トークイベント&事前説明会

山形市内企業の経営者層等に、女性活躍推進が企業にどのようなメリットをもたらすのかを認識していただき、自社内での女性活躍の取組みにつなげることを目的とする。あわせて、ワークショップへの参加者派遣を検討していただく。

	日時	場所	内容	参加者
1	5月29日(水) 14:30～16:10	山形 ビッグウイング 2F大会議室	- 女性活躍推進トークイベント - 第1部 講演 ㈱Will Lab 代表取締役 小安 美和 氏 “女性活躍のその先へ” ～男性も女性も働きやすく働きがいのある企業に向けて～ - 第2部 パネルディスカッション 【コーディネーター】小安 美和 氏 【パネリスト】㈱資生堂 副CPO 芦田 恵美子 氏 スズキハイテック㈱ 代表取締役 鈴木 一徳 氏 ジョイン㈱ 専務取締役 武田 靖子 氏 山形市 井上 貴至 副市長 - 事前説明会	社／ 団体 32 104 名

(2) ①ワークショップ

「企業内における女性活躍の推進」、「若年女性の地元定着」をテーマとし、公募及び企業からの派遣により参加した10名の女性が、地域で活躍する女性リーダーを養成するための課題解決型ワークショップに取り組んだ。

	日時	場所	内容	参加者
1	6月27日(木) 13:30～16:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	- 自己紹介ワーク - 課題意識の共有 - ビューティーセッション（資生堂ジャパン㈱提供）	10 名
2	7月25日(木) 13:30～16:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	- 個人&グループワーク - 令和5年度参加者との対話	10 名
3	8月22日(木) ～23日(金)	東京都区内	- TOKYOスタディトリップ ①女性活躍先進企業への訪問、社員とのディスカッション 【訪問先】㈱カゴメ ②社会課題解決に取り組む企業からの講演 【講演】㈱Ridilover	9 名
4	9月26日(木) 13:30～16:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	- グループワーク - 山形市職員との対話	9 名
5	10月24日(木) 13:00～17:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	グループワーク	9 名
6	11月～1月		各グループによるAction	
7	1月30日(木) 15:00～17:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	ミートアップ・交流会 令和4・5年度参加者によるグループ6組が、これまでの活動の取組で得た学びを活かした活動の成果を発表し、また、市民の方及び令和6年度参加者と交流を行った。	38 名
8	2月26日(水) 15:00～17:00	総合福祉セン ター 2F交流ホール	活動発表会 令和6年度参加者各グループ活動の経緯や成果を共有し、得られた学びや課題を再認識することにより、事業参加女性の人材育成効果を高める	社／ 団体 26 86 名

(2) ②Action

課題解決のためのアクションを各グループで企画・実施した。

		日時	場所	内容	参加者
1	1 班	1月10日(金)	男女共同参画センター 5F視聴覚室	企業における女性活躍推進をテーマに、キャリアアップに不安や悩みを抱える女性社員の不安や悩みの明確化と解決までのサポートのため、企業へのアンケートや参加者同士で話しあう機会を設けた。	10 名
2	2 班		市内企業	女性が誇りを持って長く働けるにはどうしたら良いかをテーマに、市内企業に勤める女性社員にインタビューを行い、ロールモデルの紹介と課題解決に向けたヒントを探った。	一 名
3	3 班		県内大学・企業	若年女性の地元定着のために、「山形の企業としてできることは何かを考える」をテーマに、企業及び学生にそれぞれアンケート調査を実施し、学生には地元企業の魅力を伝え、企業においては学生の考えやニーズを伝えた。	一 名

(3) 令和4・5年度参加者グループ活動継続支援

これまで得られた成果等をさらに深掘りするなどし、継続して課題解決に取り組んだ。

	グループ名	日時	場所	内容	参加者
1	ORADA	10月14日(祝) 10:00~12:30 他	やまがたクリエイティブセンターQ1 他	女性だけが努力する女性活躍推進、男性の理解、サポートがなされていない現状から、仕事、プライベートでも男性が活躍し、魅力アップにつながる講座を実施	24 名
2	For Me	11月10日(日) 14:00~16:00	やまがたクリエイティブセンターQ1	仕事や家事、育児等日々のタスクに追われて自分のための時間が持てない方(特に女性)が多いことから、方眼ノートを使用したタスク管理を行うことで自分のやりたいことに時間を使えるようになるスキルを獲得する講座を実施	20 名
3	Colore	11月12日(火) 13:00~15:00	日本の宿 古窯	スキルや専門性が高くないことにより、自信を持って働いていない女性社員がいることから、女性の働き方の選択肢を増やすためのスキルアップ・自信をもつためのマインドセットを身につける講座を実施	13 名
4	食を知り食を楽しむワークショップ「こめラボ」	11月17日(日) 12:30~14:00	シェルターインクルーシブプレイス コパル	山形の良さの一つである食について興味・関心が薄く、食の大切さを親子で知る機会が少ないことから、魚を解体し、実際に食することで食の大切さ、山形の良さを再認識する講座を実施。	120 名
5	独フェス実行委員会	11月24日(日) 15:00~18:00	やまぎん県民ホール	出会いの機会のニーズ把握がなされておらず、求められた出会いの場が提供されていないことから、婚活中の方にアンケート調査を実施し、ニーズに合った婚活イベントを実施	159 名
6	女性活躍推進グループ	12月3日(火) 14:00~16:20	山形商工会議所 大会議室	働く女性本人に起こる体の不調への対処方法や相談先が分からず、状況が改善されないことや不調のセルフコントロールに関する知識が不足していることから、産婦人科医師を招き、女性の不調に関する適切な情報を獲得するセミナーを実施	100 名
7	山形夢叶プロジェクト	3月19日(木) 13:00~15:00	やまがたクリエイティブセンターQ1	山形で暮らす女性が自身の夢やビジョンを明確にし、仕事、結婚や子育てなど自身の生き方や働き方について真摯に向き合い、自己実現に向かって意欲的に行動できるためのセミナーを実施	5 名



女性活躍推進トークイベント ―パネルディスカッション―



令和6年度ワークショップ参加者

2 学習事業

男性も女性も互いに協力し、あらゆる分野に参画していくことの重要性を自覚するよう、男女共同参画意識を啓発するため、学習の機会を提供した。

(1)男女共同参画センター自主企画講座 9講座 17回

女性学講座

ジェンダーについての理解を深め、一人ひとり性別にかかわらず自分らしい生き方ができるように支援する。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	3月18日(火) 14:00～16:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	ギャップ対処法でココロを軽く！ ～多様性の時代のマインドを考える～	東北文教大学人間科学部 教授 阿部 裕美 氏	15 名 女 うちわライン	22 名 うちわライン
					1 名 7 名 男 うちわライン 0 名	

エンパワーメント講座

個人が自分自身の力で問題や課題を解決できるよう、自身の意識・能力を高めるための知識・技能を学ぶ。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	8月10日(土) 10:00～12:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	被災地に学ぶ女性の視点を活かした おうちの防災～家族みんなではじめよう！～	内閣府避難生活支援アドバイザー／ 山形県自主防災アドバイザー 細谷 真紀子 氏	15 名 女 うちわライン	18 名 うちわライン
					3 名 3 名 男 うちわライン 1 名	
2	11月9日(土) 10:30～12:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	身だしなみを整えてコミュカアップ！ (メンズ編)～簡単スキンケア&美眉・ スタイリングのコツ～	資生堂ジャパン株式会社 ソーシャルエリアパートナー 佐藤 真理子 氏	男 11 名	11 名

男女共同参画講座

女性も男性も性別にかかわらず自分らしく生きるために必要な知識や知恵を習得する。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	9月24日(火) 13:30～15:30	江南公民館 2F第三研修室	組織におけるアンコンシャスバイアス がもたらす影響	楠本社会保険労務士事務所 楠本 香織 氏	11 名 女 うちわライン	19 名 うちわライン
					1 名 8 名 男 うちわライン 1 名	

イクメン・イクジイ講座

家庭内における男性のさらなる家事・育児等への参加を促し、一人ひとり性別にかかわらず望む生き方・働き方(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる社会を目指す。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	8月17日(土) 10:00～11:30	総合福祉セン ター 1F体育ホール	パパと一緒にヒーロー体験	アクションチームラビット 代表 佐藤 陽介 氏	男 6 名 女 1 名 子 9 名	7 組 16 名
2	11月10日(日) 10:00～11:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	空き箱で空気砲を作ろう！ ～パパ・おじいちゃんとりサイクル工 作～	山形県環境科学研究センター 安藤 昭 氏	男 8 名 子 9 名	8 組 17 名
3	12月21日(土)	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	和菓子職人体験 ～伝統からクリスマス風まで～	乃し梅本舗佐藤屋 八代目 佐藤 慎太郎 氏	男 15 名 子 17 名	15 組 32 名
4	2月15日(土) 10:00～11:30	総合福祉セン ター 1F体育ホール	父と子の走り方講座 ～パパと一緒に楽しく走ろう～	山形市男女共同参画センター 主査 大石 唯	男 7 名 子 7 名	6 組 14 名

DV(ドメスティック・バイオレンス)防止講座

DVの被害者や加害者にならないための人間関係の築き方や心のときほぐしの学習によるDVの予防、また、困難を抱える女性を支援し、女性の人権を保護する。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	12月11日(水) 13:30～15:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	身近に潜む暴力 ”モラルハラスメント”を知る ～法改正から考えるよりよい未来の 可能性～	弁護士 土田 文子 氏	女 9 名 男 オンラインのみ 0 名	9 名

育児サークル交流研修会

育児サークルの研修及び情報交換により、効果的なサークル活動に役立てる。

(特定認定NPO法人やまがた育児サークルランド共催)

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	10月28日(月) 10:00～12:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	0歳から始める性教育	山形県立保健医療大学 教授 遠藤 恵子 氏	女 14 名 男 0 名	14 名

健康講座

女性も男性も人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるように支援する。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	7月19日(金) 10:00～12:00	総合福祉セン ター 2F交流ホール	いつまでも動ける体を作る ～タキミカ体操®～	株式会社パワーエイジング 代表取締役社長 中沢 智治 氏 (SUKSKマイスター)	女 25 名 男 3 名	28 名
2	10月20日(日) 10:00～11:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	ピラティスでゆがみ改善 ～しなやかなからだづくり～	フィットネスインストラクター 小林 恵理子 氏	女 16 名 男 1 名	17 名
3	1月26日(日) 10:00～12:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	「マッキー先生、おしえて！足の健康」 ～いつまでも自分の足で歩ける足づ くり～	大場マッキー広美 氏 (SUKSKマイスター)	女 24 名 男 3 名	27 名
4	2月17日(月) 10:00～12:00	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	健康は食事から ～今日から始めるフレイル予防～	山形大学地域教育文化学部 准教授 楠本 健二 氏	29 名 女 オンライン 3 名 12 名 男 オンライン 1 名	41 名 うちオンライン 4 名

性の多様性に関する理解促進講座

社会の理解が十分に得られていない多様な性のあり方について、当事者への偏見や差別を解消するため、性の多様性について理解促進を図る。

	日時	場所	内容	講師	受講者
1	12月19日(木) 15:15～16:45	オンライン	当事者が学校生活において直面する 課題	性的マイノリティ当事者	市内小中学校教職員 オンライン 22 名

2	3月7日(金) 13:30～15:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	学ぼう！性の多様性 ～誰もが安心して暮らせる社会へ～	山形大学人文社会科学部 教授 池田 弘乃 氏	18 名 女 オンライン 10 名 3 名 男 オンライン 0 名	21 名 うちオンライン 10 名
---	------------------------	--------------------------	-------------------------------	---------------------------	--	-------------------------

※山形市女性人材バンク登録者への研修会も兼ねて開催

男女共同参画宣言都市記念講座

男女共同参画宣言都市を記念して、講座を行い、男女共同参画意識の啓発やファーストの周知を図る。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	6月28日(金) 13:30～15:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	紫式部の女性論 —作品と人生から考える—	東北文科大学短期大学部 名誉教授 熊谷 義隆 氏	女 37 名 男 8 名	45 名

(2)出前講座 23講座 23回

小・中学生向け出前講座

小・中学生を対象に「いのち」の大切さについて学ぶ出前講座を行い、健全な心を育て、自殺や暴力防止を図る。

	日時	場所	内容	講師	受講者
1	6月5日(水) 14:05～15:05	山形市立 第一中学校	多様な性のありかたを知る、自分の生 き方・愛し方	山形県立保健医療大学看護学科 教授 菊地 圭子 氏	全学年 433 名
2	7月26日(金) 14:30～15:20	山形市立 第九中学校	男女の性差、性情報との向き合い方 など	マミーズルーム 助産師 荒井 眞智子 氏	2年生 126 名
3	9月9日(月) 13:50～14:50	山形市立 本沢小学校	いのちの学習	山形県立保健医療大学看護学科 教授 菊地 圭子 氏	3・4年生 19 名
4	9月19日(木) 13:40～14:30	山形市立 明治小学校	いのちの誕生やつながりなど	マミーズルーム 助産師 荒井 眞智子 氏	3・4年生 13 名
5	10月3日(木) 14:35～15:25	山形市立 金井中学校	性の健康教育	山形県立保健医療大学看護学科 教授 菊地 圭子 氏	3年生 162 名
6	11月22日(金) 10:55～12:10	山形市立 滝山小学校	いのちの学習	マミーズルーム 助産師 荒井 眞智子 氏	5年生 107 名
7	1月27日(月) 10:55～11:40	山形市立 第一小学校	自分自身の成長に関わった人達に対 する感謝	マミーズルーム 助産師 荒井 眞智子 氏	2年生 33 名
8	1月29日(水) 14:30～15:20	山形市立 第八中学校	いのちの大切さについて	山形県立保健医療大学看護学科 教授 菊地 圭子 氏	1年生 24 名
9	2月5日(水) 9:40～10:25	山形市立 蔵王第二小学 校	新しい生命の誕生	助産師 山田 富士子 氏	3・4年生 15 名
10	2月20日(木) 11:45～12:30	山形市立 第七小学校	大人に近づくからだ 思春期の身体の変化や心の変化	山形県立保健医療大学看護学科 教授 菊地 圭子 氏	4年生 67 名

事業所向け出前講座

企業や事務所を対象にワーク・ライフ・バランスやDX推進に関する出前講座を行い、男女共同参画意識の啓発を図る。

	日時	場所(派遣依頼団体)	内容	講師	受講者
1	6月12日(水) 14:00～15:00	株式会社サンコー食品	ハラスメントの基礎知識と予防	産業カウンセラー 斉藤 ひろ美 氏	社員 34 名
2	6月21日(金) 16:00～17:00	株式会社ヤガイ	ハラスメント	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	社員 100 名
3	6月21日(金) 10:30～11:30	みはらしの丘児童クラブ	一般的なコンプライアンス、コミュニケーションスキル向上	フリーアナウンサー 前川 孝子 氏	社員 15 名
4	7月7日(日) 9:50～10:50	日本薬局協励会山形支部	コミュニケーションスキル向上	産業カウンセラー 斉藤 ひろ美 氏	社員 25 名
5	7月11日(木) 13:30～14:30	一般財団法人山形県消防協会	パワハラ・セクハラ	社会保険労務士 太田 佳代 氏	会員 51 名
6	7月19日(金) 10:30～11:30	南山形小学区杉の子クラブ	職員コミュニケーションスキル向上	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	社員 15 名
7	7月26日(金) 17:00～18:00	山形工業団地組合	ハラスメント防止対策	社会保険労務士 森谷 智子 氏	社員 30 名
8	8月31日(土) 13:00～14:00	ホクシア株式会社	中間管理層向けのコンプライアンスの基礎知識や事例など	社会保険労務士 太田 佳代 氏	社員 13 名
9	10月23日(水) 13:30～14:30	東ソー・スペシャリティマテリアル株式会社	管理職向け円滑な人間関係を築くためのコミュニケーションスキル向上	産業カウンセラー 斉藤 ひろ美 氏	社員 23 名
10	10月24日(木) 10:30～11:30	東日本高速道路株式会社東北支社 山形管理事務所	ハラスメント防止	社会保険労務士 森岡 史子 氏	社員 24 名
11	10月29日(火) 17:30～18:30	一般財団法人山形市上下水道技術センター	コミュニケーションスキル向上	ライフスタイルクリエイター 安孫子 ゆみえ 氏	社員 32 名
12	11月11日(月) 10:30～11:30	税理士法人霞城会計事務所	働きやすい職場環境の作り方	社会保険労務士 森谷 智子 氏	社員 22 名
13	11月20日(水) 16:00～17:00	株式会社クリーンシステム	男性の育児休業、子の看護休暇等の取得促進	社会保険労務士 二瓶 里恵 氏	社員 13 名

(3)ファール市民企画講座事業 2団体 3回

男女共同参画社会の形成に役立つ内容で、かつ、広く市民を対象とした講座(事業経費5万円以内で実施可能な講座)を市民団体より公募を行い、その事業経費を支援した。

実施団体:映画で男女共同参画を考える会

自らの意思で「性」表現を選んださまざまな人々の人生哲学や活動を取り上げた映画を上映し、講師・監督を交え、真の男女共同参画社会、真の共生社会の在り方を考える。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	11月24日(日) 13:30～15:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	映画で考える多様な「性」表現と共生 社会パート3	認定NPO法人山形国際ドキュメンタ リー映画祭 理事長 榎谷 秀一 氏	女 17 名 男 17 名	34 名

実施団体:山形大学月山マイスターの会

女性の視点から月山の魅力を伝えるとともに、女性月山マイスターの活動の幅を広げつつ、活動への関心とより多くの月山マイスター挑戦意欲を高め、豊かな生涯学習を通し社会参加活動への参加を促す。

	日時	場所	内容	講師	受講者	
1	12月1日(日) 13:00～15:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室	女性参加を目指す月山マイスター講 座「〇〇が語る月山の魅力」	山形大学理学部 教授 横山 潤 氏 山形大学月山マイスター 小林 孝一 氏	女 27 名 男 16 名	43 名
2	12月8日(日) 13:00～15:30	男女共同参画 センター 5F視聴覚室		NPO法人エコプロ 理事長 白田 孝人 氏 山形大学月山マイスター 今野 美佳 氏	女 31 名 男 25 名	56 名

女性学講座



エンパワーメント講座



健康講座



3 男女共同参画宣言都市事業

(1) 男女共同参画週間関連事業

男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画週間(毎年6月23日～29日)を設けており、これに関連して、男女共同参画に関する展示を実施するなどし、啓発に努めた。

①男女共同参画に関するパネル展示

会場：「道の駅やまがた蔵王」樹氷ホール、男女共同参画センター4階

内容：男女共同参画に関する「一行詩」入賞作品、パネル「男女共同参画早わかり」等

②男女共同参画宣言都市記念講座の開催(再掲)

※詳細は、P.8参照

③女性の権利110番(共催：山形県弁護士会)

日時	令和6年6月25日(火)午後1時30分～3時30分
会場	男女共同参画センター4階
相談員	県弁護士会所属弁護士3名
相談方法	面接・電話
相談件数	10件(面接6件、電話4件)

(2) 男女共同参画に関する「一行詩」

日頃感じる男女共同参画の一コマや、男女共同参画に対する思いが伝わるもの、多様な性への理解促進に繋がるものをテーマとした「一行詩」の作品を募集した。

※一行詩とは、短い言葉で綴った自由な形式の詩のことです。

募集期間	令和6年6月3日(月)～7月31日(水)
応募総数	大学・一般の部：127作品 (おもな応募校：山形大学、東北文教大学、山形厚生看護学校) 中学・高校の部：687作品 (中学校：12校、高校：3校)
審査会	令和6年8月開催 (審査員) 柿崎 悦子 山形大学ダイバーシティ推進室 准教授 須藤 克郎 市立桜田小学校校長 塩野 優子 山形市女性団体連絡協議会副会長 企画調整部長、男女共同参画センター所長
入賞数	大学・一般の部：8作品(最優秀1、優秀2、入選5) 中学・高校の部：22作品(最優秀1、優秀3、入選10、佳作8)
表彰式	令和6年10月26日(土) 山形市総合福祉センター 2階交流ホール

4 広報事業

(1) 情報紙ファースト発行

男女共同参画センターの情報紙「ファースト」第64号を、情報紙編集協力員2名の編集により発行した。そのほか、講座情報等を掲載した「ファーストお知らせ版」を発行した。

第64号	3月 発行	3,600部	A4判・12ページ・カラー刷り
お知らせ版	8月・1月 発行	各400部	A4判・2ページ・単色刷り

(2) 市公式ホームページ等による広報

①各種事業開催時やお知らせを市公式ホームページや広報やまがた等に随時掲載した。

②働きやすい職場づくりのための啓発（広報やまがた「未来をひらく人と企業」）

発行号	4月1日号	6月1日号	8月1日号	10月1日号	12月1日号	2月1日号
掲載企業	東北電化工業㈱	第一貨物㈱	㈱ジョイン	㈱ハッピージャパン	スズキハイテック㈱	㈱ヤマコー
担当課	男女共同参画センター	働きやすさ追求室	男女共同参画センター	働きやすさ追求室	男女共同参画センター	働きやすさ追求室

5 市民活動支援事業

（１）貸館事業

男女共同参画のまちづくりを目指し、自主的に活動する団体へ無料で貸室を行った。

また、センター使用団体として登録された団体は令和６年度末で１１８団体であった。

（２）ファーラ市民企画講座事業（再掲）

令和６年度は、２団体が３講座を企画・実施した。

※詳細は、P.１０参照

6 相談事業

通年実施している３つの相談のほか、県弁護士会との共催で「女性の権利１１０番」を実施した。

（１）通年実施

相談名	開催日	相談員
①一般相談	休館日及び１２／２７～１／４を除く毎日 (週２７時間)	女性カウンセラー
②法律相談	月３回(第２～４金曜日 午後４時～６時)	山形県弁護士会所属 弁護士
③女性の健康相談 (思春期から更年期まで)	随時	助産師

① 一般相談

相談者数および相談件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談者数 (人)	男	3	3	5	2	3	3	6	4	3	3	4	3	42
	女	22	20	24	16	21	27	20	31	19	15	18	20	253
	計	25	23	29	18	24	30	26	35	22	18	22	23	295
うちDV相談		1	2	2	2	1	3	3	2	3	1	2	3	25
相談件数 (件)		47	40	49	40	46	51	47	49	37	35	42	40	523

相談者の年代

30代	40代	50代	60代	70代
15.3%	23.1%	27.5%	15.6%	14.6%
45人	68人	81人	46人	43人
20代 3.1% 9人	80代 1.0% 3人			

相談内容

生き方(心の健康)	家族(夫婦)	家族(親子)	家族(その他)	人間関係					
43.7%	19.0%	15.3%	12.2%	4.4%					
129人	56人	45人	36人	13人					

男女関係	1.7%	5人							
生き方(その他)	1.0%	3人							
金銭・財産	0.7%	2人							
生き方(性格)	0.3%	1人							
その他	1.7%	5人							

② 法律相談

相談者数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談者数 (人)	男	2	5	5	5	4	1	4	3	3	5	2	2	41
	女	10	5	7	6	7	9	7	7	6	6	8	10	88
	計	12	10	12	11	11	10	11	10	9	11	10	12	129
うちDV相談		1	1	0	3	1	3	2	0	1	0	0	0	12

相談者の年代

20代 4.7% 6人	30代 13.2% 17人	40代 17.1% 22人	50代 21.7% 28人	60代 21.7% 28人	70代 16.3% 21人		
						80代 3.1% 4人	
						不明 2.3% 3人	

相談内容

相続 29.5% 38人	離婚 21.7% 28人														その他 10.9% 14人
		損害賠償一般	4.7%	6人											
		借地・借家	3.9%	5人											
		相隣関係	3.9%	5人											
		消費者問題	3.9%	5人											
		金銭一般	3.9%	5人											
		サラ金	3.1%	4人											
		貸金・保証	3.1%	4人											
		労働	3.1%	4人											
		夫婦外男女関係	2.3%	3人											
		家事一般	2.3%	3人											
		夫婦関係	0.8%	1人											
		交通事故	0.8%	1人											
		日照・騒音	0.8%	1人											
		医療事故	0.8%	1人											
		刑事	0.8%	1人											

③ 女性の健康相談（女性の思春期から更年期までの相談）

相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数 (件)	3	3	4	3	2	3	3	3	2	3	3	0	32

相談者の年代

	30代 84.4% 27人	40代 9.4% 3人	
20代 3.1% 1人			50代 3.1% 1人

(2) 女性の権利110番（再掲）

令和6年6月25日（火）実施、相談件数10件

※詳細は、P. 11 参照

7 情報収集提供事業

男女共同参画社会の形成に資する図書、DVD及び他市町村の行政機関、男女共同参画施設等の情報資料を収集するとともに、センター利用者に提供した。

令和6年度の図書貸出等の利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
図書等貸出 カード発行枚数	2	1	0	1	3	2	0	1	0	1	0	2
累計	2	3	3	4	7	9	9	10	10	11	11	13
図書貸出人数	4	4	5	4	8	13	5	4	3	6	2	8
累計	4	8	13	17	25	38	43	47	50	56	58	66
図書貸出冊数	9	7	6	7	14	35	12	8	5	12	4	18
累計	9	16	22	29	43	78	90	98	103	115	119	137
蔵書冊数	5,241	5,246	5,250	5,192	5,203	5,208	5,211	5,215	5,187	5,192	5,120	5,156

※参考 前年度3月末蔵書総数 5,239 冊

※令和6年度追加分 75 冊 令和6年度廃棄分 158 冊

8 交流事業

交流・情報コーナーを市民に開放した。

令和6年度の利用者数は5,287名

9 その他

(1) 小・中学生向け男女共同参画学習資料の配付

男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」は、小学生を対象に男女共同参画に関する認識と自覚を高める目的で、平成14年3月に作成。

その後、社会動向の変化に対応するため、また、山形市がめざす「男女共同参画社会」の実現にむけて、性別にとらわれずに、一人の人間として尊重され、個性と能力が活かされる豊かな社会づくりを進めるために、平成23年度、令和5年度に改訂。

①配付対象：小学1年生・4年生、中学1年生

②発行部数

小学1年生	2,600部
小学4年生	2,600部
中学1年生	2,600部
小学校教師用「活用にむけて」	500部

③活用状況（アンケート調査結果）

活用の場面	小学1年生	小学4年生	中学1年生
「きらり かがやいて」のみで授業を行った	52%	41%	25%
授業以外（朝の会など）で活用した	31%	24%	13%
配布のみ	17%	32%	56%
その他	0%	3%	6%

(2) DV防止及び支援対策

①「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日) 関連事業

市内高校・専門学校・大学等にDV防止啓発リーフレットとデートDV相談窓口カード入りポケットティッシュの配付
市職員管理職によるパープルリボン着用
山形市女性団体連絡協議会会員によるデートDV相談窓口カード入りポケットティッシュの配付 【実施日・場所：11月13日(水) 山形駅東西自由通路】
DV防止啓発パネル展示 市役所1階エントランスホール【11月18日(月)～22日(金)】 男女共同参画センター4階

②DV防止講座の開催(再掲)

※詳細はP. 7 参照

③市役所内相談窓口担当者研修会の開催

DV被害者等から相談を受ける市職員のスキルアップを図るため、専門家による研修会を実施

日時	場所	内容	講師	受講者
12月10日(火)	市役所 11F 大会議室	DVや性犯罪等に関する知識 や相談に係る技術を学ぶ	公社)やまがた被害者支援センター 犯罪被害者相談員・公認心理師 片山 枝美 氏	29名

(3) 生理用品の無償配付

対象者	経済的な理由などで生理用品の購入が困難な市内在住の女性
配付方法	男女共同参画センター窓口への申し出により配付
配付実績	109件

(4) 連携中枢都市圏連携事業

村山地域7市7町による圏域全体において、男女共同参画意識の高揚に向けた啓発の充実を図るとともに、住民への男女共同参画センターの広域活用を行った。

令和6年度の利用状況

	寒河江市	上山市	村山市	天童市	東根市	尾花沢市	山辺町	中山町	河北町	西川町	朝日町	大江町	大石田町	合計
登録団体数(新規)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
講座受講者数	6	8	6	14	4	5	3	2	3	3	0	0	1	55
託児人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般相談件数	1	9	3	0	0	0	4	23	2	0	0	0	2	44
法律相談件数	5	3	0	3	2	0	0	0	3	1	1	0	0	18
貸館利用団体数	0	0	3	30	6	0	0	7	0	0	0	2	0	48
図書カード作成人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
図書貸出人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
利用者計	12	22	12	48	12	5	7	32	8	4	1	2	3	168

(5) 性の多様性に関する理解促進事業

①性の多様性に関する理解促進講座の開催 ※詳細はP. 7 参照

②リーフレットによる周知啓発

③性の多様性に関する図書コーナーの充実、パネルの展示

関連図書蔵書数：96冊

④中学生を対象とした性の多様性に関する学習機会の充実（再掲）

⑤性的マイノリティに関する実態把握

⑥カラフルパレードへの後援、参加

（６）職場体験学習・インターンシップ実習受入

学校名	期間	人数
山形厚生看護学校	延べ5日	延べ16名
東北学院大学	5日	延べ5名
東北文教大学	延べ11日	延べ28名

（７）山形市男女共同参画センター運営委員会の開催

男女共同参画センターの運営の円滑化を図るため、条例に基づき「山形市男女共同参画センター運営委員会」を設置し、運営委員会を開催。

第1回：令和6年5月24日（金）

第2回：令和7年2月12日（水）

令和6年度 利用状況

月別			4月		5月		6月		7月		8月		9月	
開館日数			29		27		30		30		29		27	
(1) 貸室利用人数	月計	男	134	526	160	613	158	597	213	725	181	538	169	617
		女	392		453		439		512		357		448	
	累計		-	294	1,139	452	1,736	665	2,461	846	2,999	1,015	3,616	
利用状況 (人)	平日	月計	100	91	58	106	93	123						
		男女	237	263	286	309	170	305						
	土日	月計	34	69	100	107	88	46						
		男女	155	190	153	203	187	143						
1日 当り	人数	18.1	22.7	19.9	24.2	18.6	22.9							
	(2) 講座受講者人数 (出前講座除く)	月計	男	0	0	8	45	3	28	14	34	8	19	
女			0	0	37	45	25	28	20	34	11	19		
累計		-	0	0	8	45	11	73	25	107	33	126		
(3) 託児利用者	月計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	累計	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(4) 講座回数 (出前講座除く)	月計	0	0	1	1	2	1							
	累計	-	0	1	2	4	5							
(5) 相談利用人数 (女性の権利110 番含む)	月計	男	5	40	8	36	10	55	7	32	7	37	4	43
		女	35		28		45		25		30		39	
	累計	-	13	76	23	131	30	163	37	200	41	243		
(6) 交流・情報 コーナー利用 人数	月計	男	203	421	172	325	199	435	197	403	190	445	182	450
		女	218		153		236		435		206		255	
	累計	-	375	746	574	1,181	771	1,584	961	2,029	1,143	2,479		
(7) 全館利用人数 (1)+(2)+(5)+(6)	月計	男	342	987	340	974	375	1,132	420	1,188	392	1,054	363	1,129
		女	645		634		757		1,188		768		662	
	累計	-	682	1,961	1,057	3,093	1,477	4,281	1,869	5,335	2,232	6,464		
(8) ワーク室利用	月計	2	3	3	4	2	2							
	累計	-	5	8	12	14	16							
(9) 職場体験学 習・インター ンシップ等受 入人数(延べ 人数)	月計	0	0	0	16	5	5							
	累計	-	0	0	16	21	26							
(10) 登録団体	月計	入退	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	累計		108	109	112	112	112	112	112	112				

1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合 計
30	27	28	27	25	30	339
138 395 533	189 487 676	132 243 375	148 327 475	102 388 490	168 447 615	6,780
1,153 2,996	1,342 3,483	1,474 3,726	1,622 4,053	1,724 4,441	1,892 4,888	
4,149	4,825	5,200	5,675	6,165	6,780	
95 246	142 301	101 176	118 243	59 270	120 281	1,206
43 149	47 186	31 67	30 84	43 118	48 166	3,087
17.8	25.0	13.4	17.6	19.6	20.5	686
1 30	39 23	82 58	3 24	13 1	10 33	1,801
34 123	73 146	155 204	158 228	171 229	181 262	20.0
157	219	359	386	400	443	443
3	0	0	0	0	0	
3	3	3	3	3	3	
2	3	4	1	1	2	18
7	10	14	15	16	18	
10 30	7 41	7 41	6 27	8 24	6 29	
51 232	58 273	65 314	71 341	79 365	85 394	479
283	331	379	412	444	479	5,287
192 284	234 227	209 215	256 234	243 235	254 225	
1,335 1,620	1,569 1,847	1,778 2,062	2,034 2,296	2,277 2,531	2,531 2,756	
476	461	424	490	478	479	12,989
341 739	469 778	430 557	413 612	366 648	438 734	
2,573 4,971	3,042 5,749	3,472 6,306	3,885 6,918	4,251 7,566	4,689 8,300	
1	3	3	1	1	1	26
17	20	23	24	25	26	
0	8	15	0	0	0	
26	34	49	49	49	49	49
3 0	1 0	2 0	0 0	0 0	0 0	
115	116	118	118	118	118	
						118

資料

1 全館利用人数の推移

(人)

	貸室利用者	会議室等利用率 ※1	事業参加者 ※2	相談利用者	交流・情報コーナー 利用者	合計
H27年度	13,104		1,470	506	11,237	26,317
H28年度	11,713	65.0%	966	464	9,984	23,127
H29年度	12,803	73.8%	991	453	10,017	24,264
H30年度	10,888	68.0%	1,060	495	10,053	22,496
R1年度	11,347	63.4%	771	537	8,009	20,664
R2年度	4,849	42.7%	777	441	1,436	7,503
R3年度	4,568	36.1%	924	390	1,332	7,214
R4年度	6,132	36.7%	978	406	1,579	9,095
R5年度	5,614	44.3%	1,827	434	3,551	11,426
R6年度	6,780	50.6%	2,119	466	5,287	14,652

※1 算出方法

H27～R4

午前(9:00～12:00)と午後(12:00～22:00)の2つに区分した時間帯において、会議室等の稼働率を算出

R5～

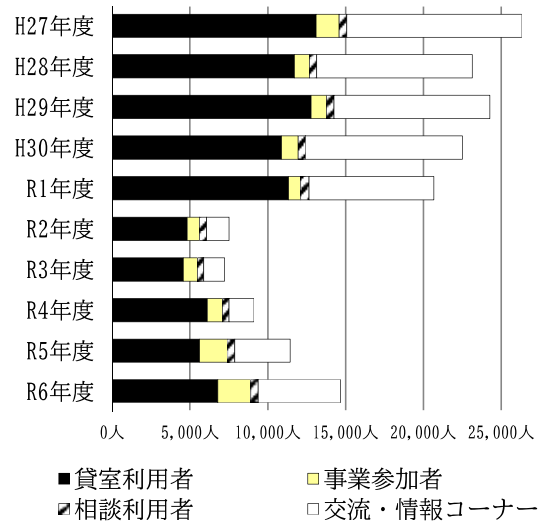
開館日における会議室、研修室1、研修室2・視聴覚室の利用状況を基に算出

※2 算出方法

R5～

女性人材育成事業参加者+自主企画講座受講者+市民企画講座受講者+出前講座受講者+託児人数

<全館利用人数>

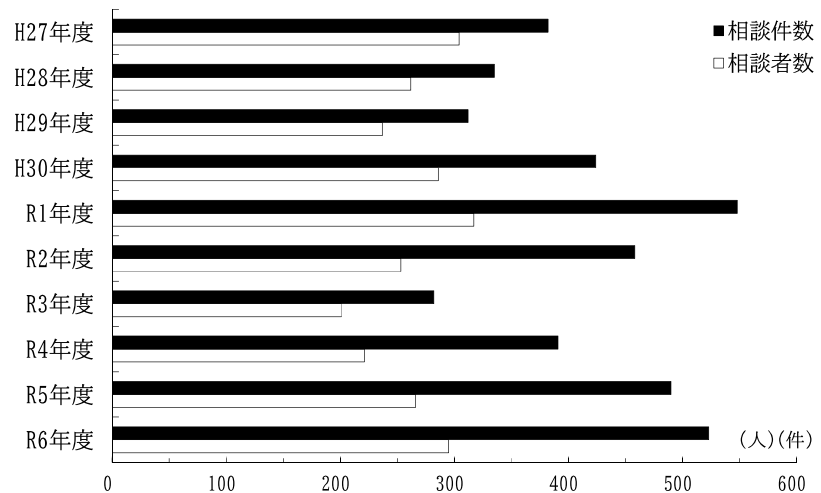


2 相談利用状況の推移

一般相談

	相談者数 (人)	相談件数 (件)
H27年度	304	382
H28年度	262	335
H29年度	237	312
H30年度	286	424
R1年度	317	548
R2年度	253	458
R3年度	201	282
R4年度	221	391
R5年度	266	490
R6年度	295	523

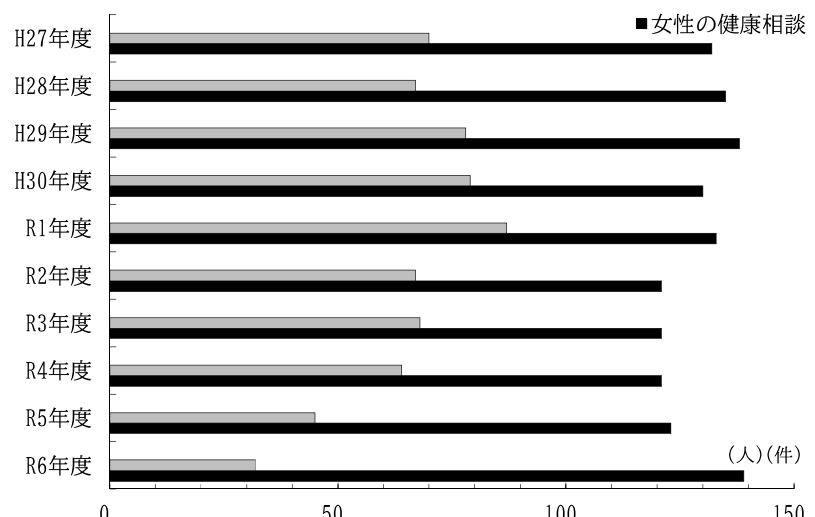
<一般相談>



法律相談・女性の健康相談

	法律相談 (人)	女性の健康 相談(人)
H27年度	132	70
H28年度	135	67
H29年度	138	78
H30年度	130	79
R1年度	133	87
R2年度	121	67
R3年度	121	68
R4年度	121	64
R5年度	123	45
R6年度	139	32

<法律相談・女性の健康相談>



※法律相談は女性の権利110番の利用者を含む。

山形市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策等（第9条―第19条）

第3章 山形市男女共同参画審議会（第20条―第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態をいう。
- （3） 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- （4） 市民 市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。
- （5） 事業者等 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1） 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- （2） 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- （3） 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における意思決

定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思及び決定を尊重し合いながら、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

（1）性別による差別的取扱い

（2）セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）

（3）ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）

（公衆に表示する情報への配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

（男女共同参画計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとするときは、市民及び事業者等の意見を反映させるために調査等必要な措置を講ずるとともに、第20条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（年次報告）

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

（施策の推進体制の整備）

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

（広報活動等）

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者等の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（調査等）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究及び情報収集を行うものとする。

（積極的格差是正措置）

第14条 市は、市民及び事業者等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

（活動等への支援）

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（拠点施設）

第16条 市は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号）第2条の規定により設置された山形市男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けるものとする。

（性別による人権侵害の被害者等への支援）

第17条 市は、第7条各号に掲げる行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（相談への対応）

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民及び事業者等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

（苦情への対応）

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山形市男女共同参画審議会

（審議会の設置）

第20条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- （2）市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

（組織等）

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）知識経験を有する者
- （2）公募により選出された者
- （3）関係行政機関及び団体の代表者

3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第25条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(幹事及び書記)

第27条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べるることができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(山形市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 山形市男女共同参画推進協議会条例(平成3年市条例第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき定められている第2次山形市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の山形市男女共同参画推進協議会条例第4条第2項の規定により委嘱されている山形市男女共同参画推進協議会の委員は、その任期が終了するまでの間は、それぞれ第22条第2項の規定により委嘱された審議会の委員とみなす。

(山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 山形市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

改正

平成14年12月25日条例第57号

山形市男女共同参画センター条例

題名改正〔平成14年条例57号〕

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画に関する各種の施策を展開する拠点施設の設置及び管理等について必要な事項を定め、もって男女がともにその能力を十分に発揮できる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

一部改正〔平成14年条例57号〕

（設置、名称及び位置）

第2条 この市に前条の目的を達成するための施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山形市男女共同参画センター

位置 山形市城西町二丁目2番22号

一部改正〔平成14年条例57号〕

（事業）

第3条 山形市男女共同参画センター（以下「センター」という。）においては、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 講座及び研修会等の開催に関する事。
- （2） 使用者の自主的な学習活動への支援に関する事。
- （3） 個人及び団体間の交流の促進に関する事。
- （4） 情報の収集及び提供に関する事。
- （5） 各種の相談に関する事。
- （6） その他第1条の目的を達成するため市長が必要と認める事。

一部改正〔平成14年条例57号〕

（使用の許可）

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、使用を許可する際に、必要な条件を付することができる。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

一部改正〔平成14年条例57号〕

（使用の制限）

第5条 市長は、センターを使用させることが不適当と認めるときは、使用を許可せず、又は使用を許可した後であっても許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

一部改正〔平成14年条例57号〕

（原状回復の義務）

第6条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第7条 使用者は、その使用により建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷又は滅失させた場合において、前条の原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（運営委員会）

第8条 センターの運営の円滑化を図るため、センターに山形市男女共同参画センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者及び各種団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 運営委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成14年条例57号〕

（会議）

第9条 運営委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成14年12月25日条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の山形市女性センター条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により受けた女性センターの使用の許可（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の第4条第1項の規定により受けたセンターの使用の許可とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により委嘱された山形市女性センター運営委員会の委員である者は、施行日に、改正後の第8条第2項の規定により山形市男女共同参画センター運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

改正

平成9年6月13日規則第30号
平成15年3月20日規則第6号
平成22年7月20日規則第29号
平成24年2月10日規則第1号
平成31年3月13日規則第8号
令和2年6月26日規則第40号
令和3年3月31日規則第46号

山形市男女共同参画センター条例施行規則

題名改正〔平成15年規則6号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成15年規則6号〕

（休館日）

第2条 山形市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（1） 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（次号に規定する日を除く。）

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

一部改正〔平成15年規則6号〕

（使用時間）

第3条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

一部改正〔平成15年規則6号〕

（使用許可申請）

第4条 センター（交流コーナー及び情報コーナー等を除く。）の使用の許可を受けようとする者は、男女共同参画センター使用許可申請書（別記様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請の受付を開始する日は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 第6条第3項に規定する男女共同参画センター登録証の交付を受けている団体 使用しようとする日（次号において「使用日」という。）の属する月の2か月前の月の初日

（2） 前号以外の団体及び個人 使用日の属する月の1か月前の月の初日

3 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する日を変更することができる。

一部改正〔平成9年規則30号・15年6号・22年29号〕

（使用許可）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、これを受付の順に審査し、センターの使用を許可したときは、男女共同参画センター使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

一部改正〔平成15年規則6号〕

（使用団体の登録）

第6条 センターを拠点として条例第1条に掲げる目的に沿った活動を展開しようとする団体で、次に掲げる要件を満たすものは、男女共同参画センター使用団体登録台帳（以下「団体登録台帳」という。）への登録を受けることができる。

（1） 5人以上の構成員を有していること。

（2） 団体としての目的を有し、かつ計画に基づく事業を実施していること。

（3） 代表者がこの市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町若しくは大石田町に住所を有し、又はこの市に在勤若しくは在学していること。

（4） 営利を目的とする団体でないこと。

- 2 前項の登録を受けようとする団体は、男女共同参画センター使用団体登録申請書（別記様式第3号）により、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、登録の適否を審査し、適当であると認めるときは、団体登録台帳に登録するとともに、男女共同参画センター登録証（別記様式第4号）を交付するものとする。
- 4 団体登録台帳の記載事項に変更が生じた団体は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
- 5 団体登録台帳への登録の期間等は、市長が別に定める。

一部改正〔平成15年規則6号・22年29号・24年1号・令和2年40号・3年46号〕

（図書等の貸出し）

第7条 センターの図書及びビデオテープの貸出しは、男女共同参画センター図書等利用者登録台帳（以下「図書等利用者登録台帳」という。）に登録された者に対して行う。

- 2 図書等利用者登録台帳への登録を受けようとする者は、男女共同参画センター図書等利用者登録申請書（別記様式第5号）により、市長に申請しなければならない。この場合においては、申請者の身分を証明するものを提示しなければならない。
- 3 図書等利用者登録台帳に登録された者に対しては、図書等貸出カード（別記様式第6号）を交付するものとする。
- 4 貸出しの数量は、原則として、図書にあっては4冊以内、ビデオテープにあっては4巻以内とする。この場合において、貸出しの期間は、原則として15日以内とする。

一部改正〔平成15年規則6号〕

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成9年6月13日規則第30号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の山形市女性センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第6条第1項又は第7条第1項に規定する台帳に登録されているものは、改正後の第6条第1項又は第7条第1項に規定する台帳に登録されたものとみなす。
- 3 改正前の規則第5条、第6条第3項又は第7条第3項の規定により交付された女性センター使用許可書、女性センター登録証又は図書等貸出カードは、それぞれ改正後の第5条、第6条第3項又は第7条第3項の規定により交付された男女共同参画センター使用許可書、男女共同参画センター登録証又は図書等貸出カードとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に残存する改正前の規則の規定に基づいて作成された用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成22年7月20日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の山形市男女共同参画センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条第1項の規定により提出された男女共同参画センター使用許可申請書及び旧規則第5条の規定により交付された男女共同参画センター使用許可書は、それぞれ改正後の山形市男女共同参画センター条例施行規則第4条第1項の規定により提出された男女共同参画センター使用許可申請書及び同規則第5条の規定により交付された男女共同参画センター使用許可書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に残存する旧規則の規定に基づき作成された男女共同参画センター使用許可申請書及び男女共同参画センター使用許可書は、当分の間、これを取り繕って使用することがで

きる。

附 則（平成24年2月10日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月13日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の山形市男女共同参画センター条例施行規則別記様式第6号の規定による図書等貸出カードは、改正後の別記様式第6号の規定による図書等貸出カードとみなす。

附 則（令和2年6月26日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第46号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

山形市男女共同参画センター運営委員会要項

(趣旨)

第1 この要項は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号。以下「条例」という。）第8条の規定により設置された山形市男女共同参画センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 運営委員会は、男女共同参画センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項及び条例第3条に掲げる事項について審議するものとする。

(会議)

第3 運営委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する必要がある場合において、委員長及び副委員長がともにないときは、市長が会議を招集し、あらかじめ市長が指名した委員がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができないものとする。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(書面による議事の決定)

第4 第3第3項の規定にかかわらず、委員長（第3第1項の規定に該当する場合にあっては、市長。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事由に該当する場合には、会議における議決に代えて、委員長が書面により委員の意見を徴し、又は議事に対する可否を問い、それに対して委員が可否を表明する方法をもって議事を決定することができる。

(1) 緊急に議決を要する場合において、会議を招集する時間的余裕がないとき。

(2) 災害の発生、感染症のまん延等により、会議を開催することが合理的でないと認められる場合。

2 第3第3項の規定は、前項の規定により議事を決定する場合について準用する。この場合において、第3第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長（第1項の規定に該当する場合にあっては、市長）」と読み替えるものとする。

(委任)

第5 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年2月1日から施行する。

山形市男女共同参画センター運営委員会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

選出分野／役職		氏名	所属
知識経験を有する者	委員長	佐藤 慎也	山形大学教授
		村山 理香	山形市小学校長会 (村木沢小学校校長)
各種団体の代表者等		阿部 由希	Women's Campus 山形 1期生 ファース大学 第12期修了生
		五十嵐 健裕	やまがたイグメン共和国 大統領
		川合 芳光	山形商工会議所 理事
		関原 あずみ	Women's Campus 山形 2期生
		佐藤 知恵	ファース使用登録団体 (ガールスカウト山形県連盟 山形市協議会 監事)
		高瀬 謙治	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 常務理事
		中嶋 愛	ファース使用登録団体 (山形ママコミュニティ mama*jam 副代表)
		長尾 景子	山形市行政書士会山形支部
	副委員長	横尾 峰子	山形市女性団体連絡協議会

※令和7年3月31日現在

年報・ファースト 令和6年度

発行日：2025年6月

編集・発行：山形市男女共同参画センター

〒990-0832

山形県山形市城西町二丁目2番22号

TEL 023-645-8077

FAX 023-645-8055

Email fala@city.yamagata-yamagata.lg.jp